

別紙1 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理企業」とは、基本協定書に規程される維持管理に係る業務を委託又は請け負わせる者をいう。
- (2) 「維持管理・運営期間」とは、供用開始日から令和 26 年 3 月 31 日又はこの契約が終了する日のいずれか早い日までをいう。
- (3) 「維持管理・運営業務」とは、要求水準書に規定される維持管理業務及び運営業務をいう。
- (4) 「運営企業」とは、基本協定書に規程される運営に係る業務を委託又は請け負わせる者をいう。
- (5) 「開業準備業務」とは、要求水準書に規定される開業準備業務をいう。
- (6) 「基本協定書」とは、本事業に関して、発注者と本件落札者を構成する法人との間で令和●年●月●日付にて締結された基本協定書をいう。
- (7) 「基本設計図書」とは、要求水準書別紙 10「成果品リスト」に規定される基本設計図書をいう。
- (8) 「協力企業」とは、本件落札者を構成する法人で、事業者に出資していない法人をいう。
- (9) 「建設企業」とは、基本協定書に規程される建設に係る業務を委託又は請け負わせる者をいう。
- (10) 「工事完成図書」とは、要求水準書に規定される工事完成図書をいう。
- (11) 「工事監理企業」とは、基本協定書に規程される工事監理に係る業務を委託又は請け負わせる者をいう。
- (12) 「工事監理業務」とは、要求水準書に規定される工事監理業務をいう。
- (13) 「工事監理者」とは、本件工事に関し建築基準法第 5 条の 6 第 4 項に従い事業者が工事監理企業を通じて設置する工事監理者をいう。
- (14) 「構成員」とは、本件落札者を構成する法人で、事業者に出資している法人をいう。
- (15) 「この契約等」とは、この契約、入札説明書、要求水準書、入札説明書等に関する質問回答及び提案書類を総称していう
- (16) 「サービス購入費」とは、事業者によるこの契約の履行の対価として、発注者が支払うものをいい、別紙 1 に規定されるサービス購入費 A から D により構成される。なお、サービス購入費の金額は、サービス購入費 A-3 を除き、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を意味するものとする。
- (17) 「施設整備業務」とは、要求水準書に規定される施設整備業務をいう。
- (18) 「実施設計図書」とは、要求水準書別紙 10「成果品リスト」に規定される実施設計図書をいう。
- (19) 「自由提案施設」とは、本施設のうち事業者が自由提案事業実施のために発注者から借り受けた部分、若しくは本件土地の一部を借り受ける場合は当該土地に整備した建物又は建造物、並びに当該借り受けた部分、建物又は建造物に配置された備品をいう。
- (20) 「設計企業」とは、基本協定書に規程される設計に係る業務を委託又は請け負わせる者をいう。
- (21) 「設計図書」とは、基本設計図書及び実施設計図書をいう。
- (22) 「設計図書等」とは、設計図書及び事業者が要求水準書の定めに従い発注者に提出した本件工事に係る書類及び図書をいう。
- (23) 「提案書類」とは、本件落札者が入札手続において発注者に提出した事業提案、発注者からの質問に対する回答書その他本件落札者がこの契約締結までに提出した一切の書類をいう。

- (24) 「入札説明書」とは、発注者が本事業に関し令和6年4月5日に公表した入札説明書（公表後の変更・修正及び質問回答を含む。）をいう。
- (25) 「引渡予定日」とは、令和11年●月●日をいう。
- (26) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、大規模な感染症の蔓延、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの（この契約等で水準が定められている場合及び設計図書で水準が示されている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、発注者又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (27) 「法令」とは、法律、政令、省令、条例、規則、通達、行政指導、ガイドラインをいう。
- (28) 「本業務」とは、要求水準書に規程される施設整備業務、開業準備業務、及び維持管理・運營業務をいう。
- (29) 「本件工事」とは、本事業に関し設計図書に従った本施設の建設工事に係る業務をいう。
- (30) 「本件土地」とは、事業契約書頭書記載の履行場所をいう。
- (31) 「本件落札者」とは、総合評価一般競争入札方式により本事業を実施する者として決定された代表企業である[]、その他の構成員である[]、[]及び協力企業である[]、[]からなる企業グループをいう。
- (32) 「本事業」とは、鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運營業務をいう。
- (33) 「本施設」とは、この契約に従い整備される鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター及び外構（多目的広場、本施設用地内駐車場・駐輪場及び付属施設）をいい、建築物、建築設備、備品及び外構施設等を含むが、事業者が発注者から土地を借り受けて整備した建物又は建造物並びに自由提案施設に自らの費用で設置した内装、設備及び備品を除く。
- (34) 「要求水準書」とは、入札説明書に添付された鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運營業務要求水準書（公表後の変更・修正及び質問回答を含む。）をいう。
- (35) 「利用料金」とは、本施設の利用者から徴収する利用料（駐車場の利用料金を含む。）をいう。